

# 事業損失補償契約書

(地盤変動を原因とする建物等の事業損失補償)

高知市が施工した〇〇〇〇〇工事（以下「工事」という。）の施工に伴い発生した建物、工作物等（以下「補償物件」という。）に関する事業損失補償（以下「補償」という。）を行うため、この契約に基づき補償を受ける 〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と高知市（以下「乙」という。）と受注者 〇〇〇 〇〇〇（以下「丙」という。）との間に次のとおり事業損失補償契約を締結する。

(契約の主旨)

第1条 甲の権利に属する別表記載の補償物件に係る損失について、乙及び丙は連帯して責任を負い、甲に対して補償を行うものとする。

(補償金の請求と支払)

第2条 甲は、補償物件に対する補償として金〇〇〇,〇〇〇円（甲が負担することとなる消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「補償金」という。）を乙に請求するものとする。

2 乙は、前項に規定する補償金の請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に補償金を甲に支払うものとする。

3 丙は、前項の規定により乙が支払った補償金のうち、乙との間で締結している「工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償に関する覚書」に基づき、丙が負担すべき金額を乙に対して支払わなければならない。

(必要書類の提出)

第3条 甲は、乙及び丙が印鑑証明書その他必要な書類の提出を求めたときは、当該書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(補償金支払後の措置)

第4条 甲は、乙及び丙に対して、第2条第1項に規定する補償金支払後は、ほか一切の補償を要求しないものとし、この契約に関して何ら異議を申し立てないものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第5条 この契約の実施に関し、関係者から異議の申し出があったときは、甲が責任をもって解決するものとする。

この契約締結の証として、契約書3通を作成し、甲、乙及び丙は記名（個人の場合は署名とする。）押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

〇〇 年 月 日

甲 住 所  
氏 名

乙 高 知 市  
代表者 高知市上下水道事業管理者 〇〇 〇〇

丙 受 注 者  
住 所  
氏 名

別表 補償物件の表示

所 在 地	高知市
補償物件の種類	
物 件 所 有 者	

工事の表示

工 事 名	工 期	受 注 者 (覚書締結時の商号等を示す)